

コロナ緊急開催!

愛知県経営者協会 / 共催: 茨城県経営者協会

## 5月8日より「5類」引き下げ コロナ類型変更に伴う人事部の再点検

パンデミック宣言がされた2020年3月以降、緊急事態宣言などの行動制限が繰り返されてきましたが、新型コロナウイルス感染症が「5類」へ移行することにより、これまでのような行動制限はなくなっていくと予想されます。行動制限や長期間にわたる感染者等の自宅待機に伴い、多くの企業で休業、テレワーク等の規定整備を余儀なくされてきましたが、今後は、特別措置ではなく、ウィズコロナ時代の新たな制度に見直す必要があります。

本セミナーでは、社会保険労務士として経験豊富なアライツ社労士事務所の浅野氏をお招きして、実務の目線で、ウィズコロナに適した制度へ見直すポイントについて分かりやすく解説いただきます。

日時	2023年4月18日(火) 14:00~16:00 (13:45から入室可能です)	
参加方法	後日、ZOOM (ウェビナー参加) URL をメールにてご連絡いたします ※複数名での受講を希望される方は個別にお申込みください。	
対象	人事労務の実務担当者、管理職層	
講師	<p><b>【講師】アライツ社労士事務所 所長 浅野 貴之 氏</b></p> <p>平成17年アライツ社労士事務所設立。「現場目線」の労務管理を大切にした社労士業務を展開し、各種労働問題の相談や解決、セミナー講師を行っている。本会でも多くのセミナーで講師を務め、難しい専門用語を分かりやすい言葉で解説する講義は、大変ご好評いただいている。</p>	
内容	<h3>コロナ類型見直し時に再点検しておくべき手当、規程</h3> <ul style="list-style-type: none"><li>◆自社のガイドライン見直し時の留意点 マスク着用、ワクチン接種のルールなど</li><li>◆勤務場所・時間に関する規程・協定書の再検討 在宅勤務、時差出勤、フレックスタイムなど</li><li>◆コロナ禍で整備した手当の再検討 休業手当、在宅勤務手当、通勤手当など</li><li>◆質疑応答 事前質問、当日のQ&amp;A機能による質疑応答</li><li>◆特別休暇や傷病手当金の実情に及ぼす影響 子どもの濃厚接触による自宅待機など</li></ul>	
申込概要	<p>参加費用 茨城県経営者協会会員:5,500円/名 非会員:11,000円(税込) 申込方法 下記URL 又は右記QRコードからお申込みください ⇒ <a href="https://forms.gle/TxWdhsdNAWRCv7r9A">https://forms.gle/TxWdhsdNAWRCv7r9A</a> 問合せ先 茨城県経営者協会 Tel:029-221-5301 担当:澤畑(英) キャンセル料 4月12日(水)まで:0% 4月13日(木)以降:100%</p>	
事前質問	<p>右記QRコードより事前質問を受け付けます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 質問に対しては、講師から解決に向けたアドバイスや回答を当日行います。</li><li>・ 貴重な機会ですので、ご担当者の方はずいぶん、ご記入ください。</li></ul>	

「ご提供いただいた個人情報、本セミナーの運営における受講者名簿の作成、受講確認、請求書・講演資料等必要書類の送付、事務連絡および当社が主催するセミナーのご案内に利用します。」